

木谷自治協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は、木谷自治協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、木谷小学校区の区域（以下「木谷地域」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、木谷地域の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、誰もが地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(活動内容)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 木谷地域住民の生活環境の保持や改善、向上に関すること。
- (2) 青少年の育成に関すること。
- (3) 教育・文化・体育振興に関すること。
- (4) 福祉・保健・環境整備に関すること。
- (5) 防災・防犯・安全活動に関すること。
- (6) 地域自治活動及び各種団体との連携・調整及び支援に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

2 協議会は、政治活動及び布教活動は行わない。

(会員)

第6条 協議会員は、木谷地域に居住する住民、木谷地域に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人とする。

第2章 組 織

(組織)

第7条 協議会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 幹 事 会
- (4) 部 会

2 協議会に、必要に応じて三役会を設置することができる。

(区長会)

第8条 協議会の活動を推進するため、区を設置する。

- 2 区の代表者(以下「区長」という。)は、区内の住民が選任するものとする。
- 3 第14条第1項第4号の区長は、各区長の互選により選任する。

(総会)

第9条 総会は、木谷地域の会員により構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合には、その都度臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) まちづくり計画の承認に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員を承認すること。
 - (4) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
 - (5) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (6) その他必要事項の議事に関すること。

(理事会)

第10条 理事会は、役員により構成する。

- 2 理事会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) 総会の議事に関すること。
 - (2) 会長、副会長、部長、事務局(会計)及び監事を総会に推薦すること。
 - (3) 事業計画及び予算の案を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
 - (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会にかえることができる。
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(幹事会)

第11条 幹事会は、理事を除く役員により構成する。

- 2 幹事会は、次の事項に関して協議する。
 - (1) 議事等の事前審議や日程の調整に関すること。
 - (2) 提起された問題や行事等の概略について検討すること。
 - (3) 理事会及び総会等に関わる議案を作成すること。
 - (4) 行政との連携及び協議に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項に関すること。

(部会)

第12条 協議会の活動を促進するため、部会を置く。

- 2 部会は、各部会に所属する会員により構成する。
- 3 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 4 必要に応じ、部会に副部長及び部会計を置くことができる。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 部会は、つぎのとおりとする。
 - (1) 教育文化部会
 - (2) 体育振興部会
 - (3) 福祉生活部会
 - (4) 環境衛生部会
 - (5) 防災安全部会

7 協議会に、必要に応じて、専門部会（まちづくり実行委員会等）を設置することができる。

（三役会）

第13条 三役会は、会長、副会長及び事務局（会計）をもって構成し、総会、理事会及び幹事会に関わる議事の事前協議や、事業の執行等について連絡及び調整を図る活動をする。

第3章 役員

（役員）

第14条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 部長 | 5名 |
| (4) 区長会 | 2名 |
| (5) 事務局（会計） | 若干名 |
| (6) 監事 | 3名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |
| (8) 理事 | 50名以内 |

2 前項に定める役員の構成は、別表Iのとおりとする。

（役員の任務）

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会及び役員会を招集する。
会議の議長は、会長とする。また会長が指名することもできる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 部長は、各部との連携及び部の活動推進にあたる。
- (4) 区長会は、西之谷、郷及び赤崎地区の連携及び区の活動推進にあたる。
- (5) 事務局（会計）は、協議会の事務及び会計を担当する。
- (6) 監事は、会務の執行状況及び会計等を監査する。
- (7) 顧問は、経験者の立場から適切なアドバイスを行う。
- (8) 理事は、各種団体等との連携等、会務の運営執行にあたる。

（役員の任期）

第16条 役員の任期は、1期2年とし、欠員補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

（会議の招集）

第17条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第18条 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

3 前項の場合による委任状を提出した構成員又は他の会員を代理人として委任した構成員は、出

席者とみなすものとする。

4 会議の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名をしなければならない。

第5章 事務局

(事務局の職務)

第20条 事務局の職務は、次の各号に定める。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めること。

(事務所)

第21条 協議会の事務所は、木谷地域センター内に置く。
東広島市安芸津町木谷4127-2

第6章 まちづくり計画

(まちづくり計画)

第22条 協議会は、第3条に規定する目的の達成に向けた木谷地域のまちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画の策定及び見直しは幹事会が行う。ただし、会長が必要であると認めた時は、プロジェクトチームを設置することができる。

第7章 会計

(経費)

第23条 協議会の経費は、会費・補助金・交付金・寄付金その他の収入をもって充てる。会費は、1世帯あたり、年額500円とする。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計及び資産帳簿の整理)

第25条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第26条 監事は、会計年度修了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第27条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第28条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うものとする。

(情報の共有)

第29条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、協議会の運営及び活動を行う。

第9章 雑 則

(その他)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の案については、第10条第2項第3号の規定にかかわらず、木谷地区住民自治協議会設立準備会が策定することとする。

3 協議会の設立当初のまちづくり計画の案は、第22条第2項の規定にかかわらず、木谷地区住民自治協議会設立準備会が策定する。

4 協議会の設立当初の会長、副会長、部会長、事務局（会計）及び監事の総会への推薦については、第10条第2項第号の規定にかかわらず、木谷地区住民自治協議会設立準備委員会が推薦することとする。

別表 I 役員構成 (案)

| 役 職 | 人 数 | 備 考 |
|---------|-----|--------------------|
| 会長 | 1 | |
| 副会長 | 若干名 | 西之谷・赤崎・郷地区代表・区長会会長 |
| 教育文化部部長 | 1 | 教育等関係者 |
| 体育振興部部長 | 1 | 体育等関係者 |
| 福祉生活部部長 | 1 | 福祉等関係者 |
| 環境衛生部部長 | 1 | 環境等関係者 |
| 防災安全部部長 | 1 | 防災等関係者 |
| 区長会 | 2 | 区長会副会長 |
| 事務局 | 若干名 | 木谷地域センター・学識経験者 |
| 監事 | 3 | 西之谷・赤崎・郷地区 各1名 |
| 顧問 | 若干名 | |
| 教育文化 理事 | 1 | 木谷小学校校長 |
| 理事 | 1 | 木谷小学校PTA |
| 理事 | 1 | 安芸津中学校PTA |
| 理事 | 1 | 赤崎地区子ども育成会会長 |
| 理事 | 1 | 郷地区子ども育成会会長 |
| 理事 | 1 | 西之谷地区子ども育成会会長 |
| 理事 | 1 | 青少年育成会議木谷校区代表 |
| 理事 | 1 | 木谷まちづくり実行委員会 |
| 理事 | 1 | 西之谷コミュニティー地域推進会議 |
| 理事 | 1 | 郷青少年育成会議 |
| 理事 | 1 | 芸能保存会代表 |
| 理事 | 1 | 読書ボランティア「ほたる」の会代表 |
| 理事 | 1 | 木谷はっけん野あそび会 |
| 体育振興 理事 | 1 | 木谷体友会 |
| 理事 | 1 | 体育指導員 |
| 理事 | 1 | 少年野球同好会 |
| 理事 | 1 | ママさんバレー |
| 理事 | 1 | ゴルフ同好会 |
| 福祉生活 理事 | 1 | 木谷保育所長 |
| 理事 | 1 | 木谷地区社協蛟龍 (西之谷) |
| 理事 | 1 | 木谷地区社協蛟龍 (郷) |
| 理事 | 1 | 木谷地区社協蛟龍 (赤崎) |
| 理事 | 1 | 安芸津民生児童委員 |
| 理事 | 1 | サロン代表者 |
| 理事 | 1 | 区長会 (西之谷) |
| 理事 | 1 | 区長会 (郷) |
| 理事 | 1 | 区長会 (赤崎) |
| 環境衛生 理事 | 1 | 木谷公衆衛生推進委員会 |
| 理事 | 1 | 日赤奉仕団 |
| 理事 | 1 | 女性会 |
| 理事 | 1 | 神谷・防地集落協定組合 |
| 理事 | 1 | 下之谷集落協定組合 |
| 理事 | 1 | 三畝集落協定組合 |
| 理事 | 1 | 西之谷集落協定組合 |
| 理事 | 1 | 赤崎山中集落協定組合 |
| 理事 | 1 | 赤崎上集落協定組合 |
| 防災安全 理事 | 1 | 消防団第10方面隊第一分団 |
| 理事 | 1 | 木谷消防後援会 |
| 理事 | 1 | 地域安全推進委員 |
| 理事 | 1 | 交通安全協会安芸津支部 |
| 理事 | 1 | 女性防火クラブ |
| 理事 | 数名 | 各種団体、組織関係者及び役員の推薦者 |